



厚生労働省北海道労働局発表
令和2年5月29日

担当

厚生労働省 北海道労働局
職業安定部 需給調整事業課
課長 坂本 恵治
課長補佐 齋藤 篤也
直通電話 011-738-1015
雇用環境・均等部 指導課
労働紛争調整官 細川 哲義
労働紛争調整官 石村 麻由子
直通電話 011-709-2715

新型コロナウイルス感染拡大等に伴い「派遣労働者相談窓口」 を開設しました

北海道労働局（局長 うえだ くにお 上田 国土）は、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、派遣労働者からの労働者派遣契約の中途解除等に関する相談の増加が想定されることから、下記のとおり「派遣労働者相談窓口」を開設し、労働者からの相談に対して、必要な助言や援助、関係機関への誘導などを行います。

また、派遣労働者に限定しないすべての労働者、事業主に対する新型コロナウイルス感染症に係る労働相談（解雇・雇止め、休業手当、雇用調整助成金など）の窓口として、「特別労働相談窓口」（専用ダイヤル）を設けておりますので改めてご案内いたします。

なお、北海道労働局の新型コロナウイルスに関する各種相談窓口は別添のとおりです。

派遣労働者相談窓口

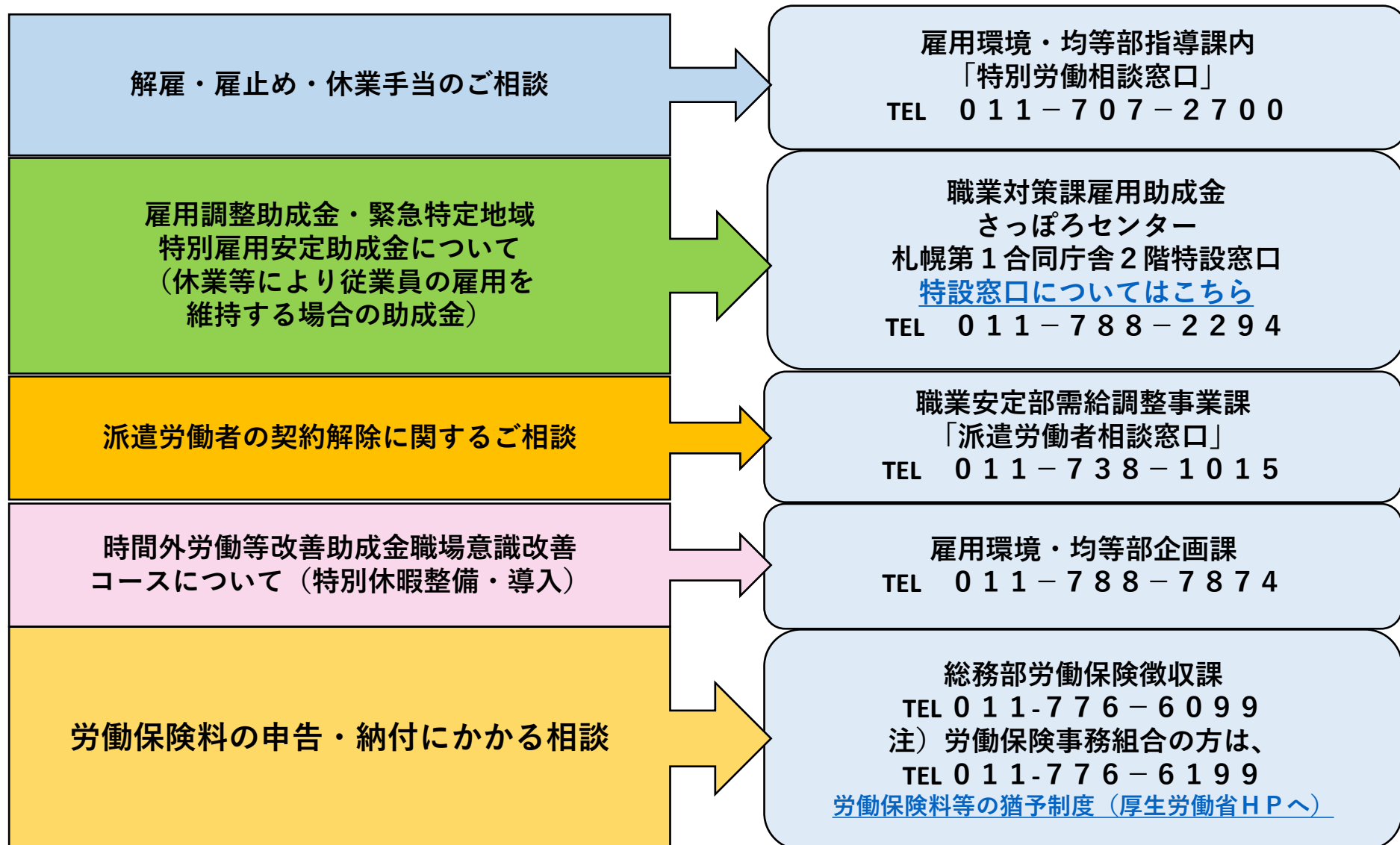
所在地：札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階
電話：011-738-1015
問い合わせ：職業安定部 需給調整事業課

特別労働相談窓口

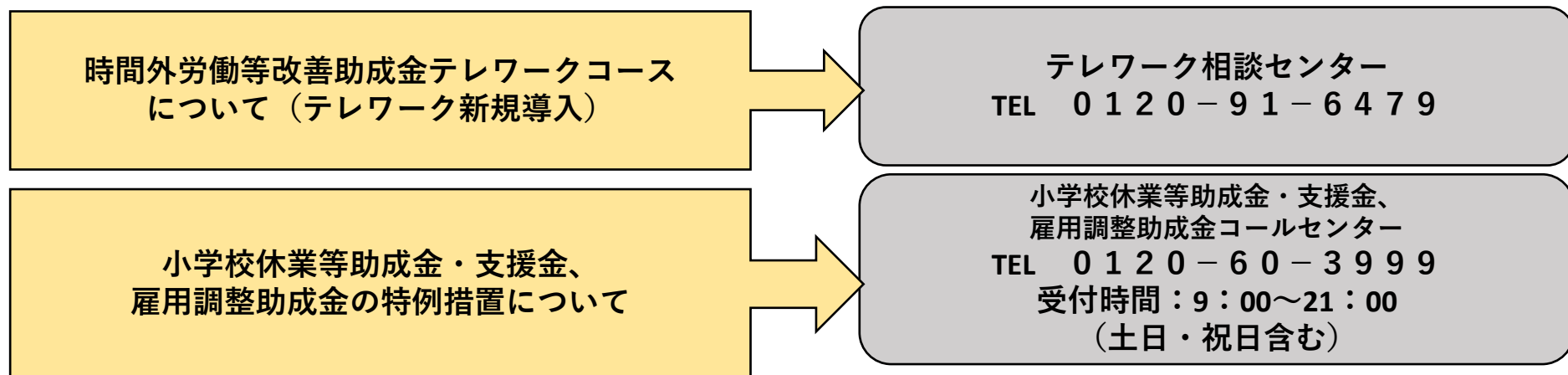
所在地：札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階
電話：011-707-2700（専用ダイヤル）
問い合わせ：雇用環境・均等部 指導課

新型コロナウイルス感染症の影響による各種労働相談の窓口について

北海道労働局の各種窓口について

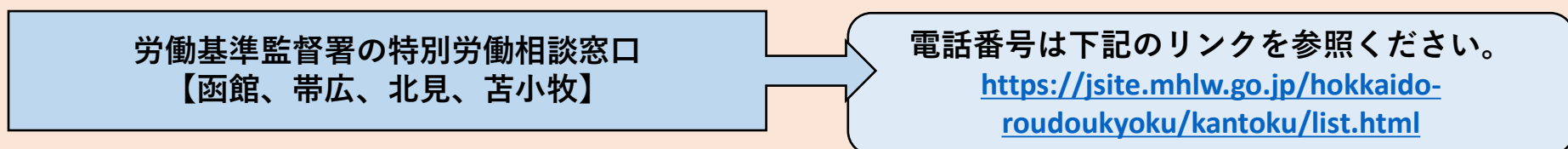


コールセンター等でご案内する制度について

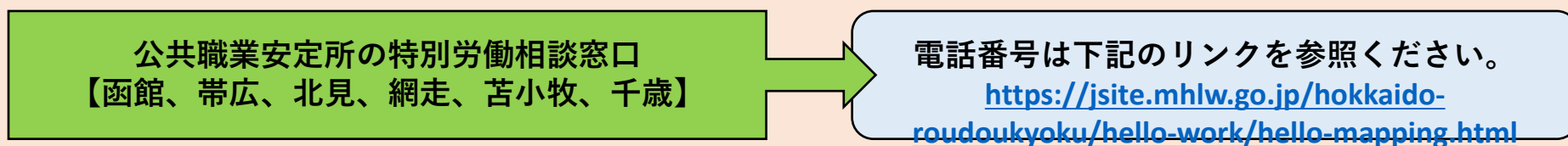


労働基準監督署及び公共職業安定所の特別労働相談窓口 (令和2年3月23日設置)

解雇・雇止め・休業手当・未払賃金立替払制度・労災補償等について



雇用調整助成金・雇用保険の受給について



※特別労働相談窓口を設置していない労働基準監督署及び公共職業安定所においても各種相談を受け付けております。